

第三次行政改革大綱

1. 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進

(1) 定員管理及び給与の適正化

- ◇定員適正化計画の着実な推進
- ◇特別職の給与の適正化
- ◇一般職員の給与の適正化

(2) 効率的な組織機構の構築

- ◇組織機構の再編・整備
- ◇消防力充実強化策の検討
- ◇広域行政の取組

(3) 職員の意識改革と人材育成の推進

- ◇職員研修内容の充実
- ◇人事評価制度の充実
- ◇職員提案制度の推進

2. 持続可能な財政基盤の構築

(1) 財政運営の健全化

- ◇財政改善計画の策定と推進
- ◇物件費の削減

(2) 公共施設の見直し

- ◇公共施設等総合管理計画の策定と推進
- ◇小中学校の再編・整理に向けた検討

(3) 既存事業の見直し

- ◇行政評価制度等の確立と活用
- ◇既存事業の再編・整理、統合・廃止

(4) 積極的な財源確保の取組

- ◇市税の徴収率の向上
- ◇料金等の徴収率の向上
- ◇使用料・手数料の見直し検討
- ◇市有財産の有効活用
- ◇企業誘致の促進
- ◇ふるさと納税制度の活用

(5) 民間委託等の推進

- ◇民間委託の推進
- ◇指定管理者制度の見直し検討

(6) 地方公営企業等の経営健全化

- ◇土地開発公社分譲地の販売促進
- ◇水道事業の経営健全化の推進

3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進

(1) 市民サービスの向上

- ◇職員の接遇の向上
- ◇窓口業務等公共サービスの検証・見直し

(2) 市民と行政の協働の推進

- ◇まちづくり協議会による地域活動の支援
- ◇地域内分権の推進

第二次総合計画（基本方針）

1. 住民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」
2. 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
3. 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
4. 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

第四次行政改革大綱

1. 人口減少社会に対応した行政経営の推進

(1) 定員管理及び給与の適正化

- ◇定員管理計画の着実な推進
- ◇一般職員の給与の適正化

(2) 効率的な組織機構の推進

- ◇組織機構の再編・整備
- ◇消防体制の見直し
- ◇広域連携の推進

(3) 事務の効率化の推進

- ◇ICTの活用

(4) 職員の意識改革と人材育成の推進

- ◇職員研修の推進
- ◇人事評価制度の充実
- ◇職員能力の活用

2. 持続可能な財政運営の推進

(1) 財政の健全化

- ◇財政改善計画の着実な推進

(2) 公共施設の見直し

- ◇公共施設の適正化
- ◇学校等の統廃合

(3) 既存事業の見直し

- ◇事務事業の見直し
- ◇補助金の見直し

(4) 積極的な財源確保の取組

- ◇ふるさと納税の推進
- ◇徴収率の向上
- ◇使用料・手数料の見直し
- ◇市有財産の有効活用
- ◇企業誘致の推進

(5) 民間委託等の推進

- ◇民間委託等の推進

(6) 地方公営企業等の経営健全化

- ◇水道事業の経営健全化の推進
- ◇下水道事業の経営健全化の推進
- ◇土地開発公社分譲地の販売促進

3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進

(1) 市民サービスの向上

- ◇職員の接遇の向上
- ◇窓口等行政サービスの充実

(2) 市民と行政の協働の推進

- ◇まちづくり協議会による地域活動の支援
- ◇地域内分権の推進